

喀痰吸引等関係の改正事項

○ 栃木県喀痰吸引等研修の登録研修機関への移行

(介護職員等による喀痰吸引等研修(第1号・第2号研修、第3号研修)の概要)

【主な内容】

- ・ 平成23年度から喀痰吸引等研修事業については県が実施主体として行ってきたが、平成27年度からは登録研修機関にて実施することになる。
- ・ 3機関において登録予定。(平成27年4月中に県ホームページにて広報予定)
- ・ 受講料・募集時期定員・開催日程等はそれぞれの登録研修機関にて策定し実施することとなる。

○ 介護福祉士国家試験義務付け及び喀痰吸引等実施の1年延長に伴う改正

(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について)

【主な内容】

- ・ 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験の義務付け及び介護福祉士としての喀痰吸引等の行為の実施が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期されたことに伴う所要の改正。
- ・ 介護福祉士養成施設において、既に履修科目に医療的ケアを含めていた場合、養成課程の修了者については、基本研修修了証明書を交付することとするもの。

○ 喀痰吸引等研修(第2号研修)の医行為数要件の緩和

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について)

【主な内容】

- ・ 平成27年度から、介護職員による喀痰吸引等(「不特定多数の者」に係る研修課程修了者)について一部改正を予定。(平成27年4月1日公布予定)
- ・ 現在、第1号研修修了者は5行為、第2号研修修了者は3行為の特定行為のみを行う事が可能となっているが、今回の一部改正によって「第2号研修修了者は、現在の「特定行為3行為」から、「特定行為5行為のうち実地研修を修了した特定行為」が実施可能となるというもの。

<現行> 第1号研修修了者 ⇒ 次の5行為限定

- [①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部喀痰吸引
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養]

第2号研修修了者 ⇒ 次の3行為限定

- [①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養]

<改正後> 第1号研修修了者 ⇒ 現行と同じ①～⑤の5行為

第2号研修修了者 ⇒ 次の5行為のうち、実地研修を修了した行為(一つだけでも可)

- [①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部喀痰吸引
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養]

介護職員等による喀痰吸引等研修事業（第一号、第二号研修）の概要

平成26年度

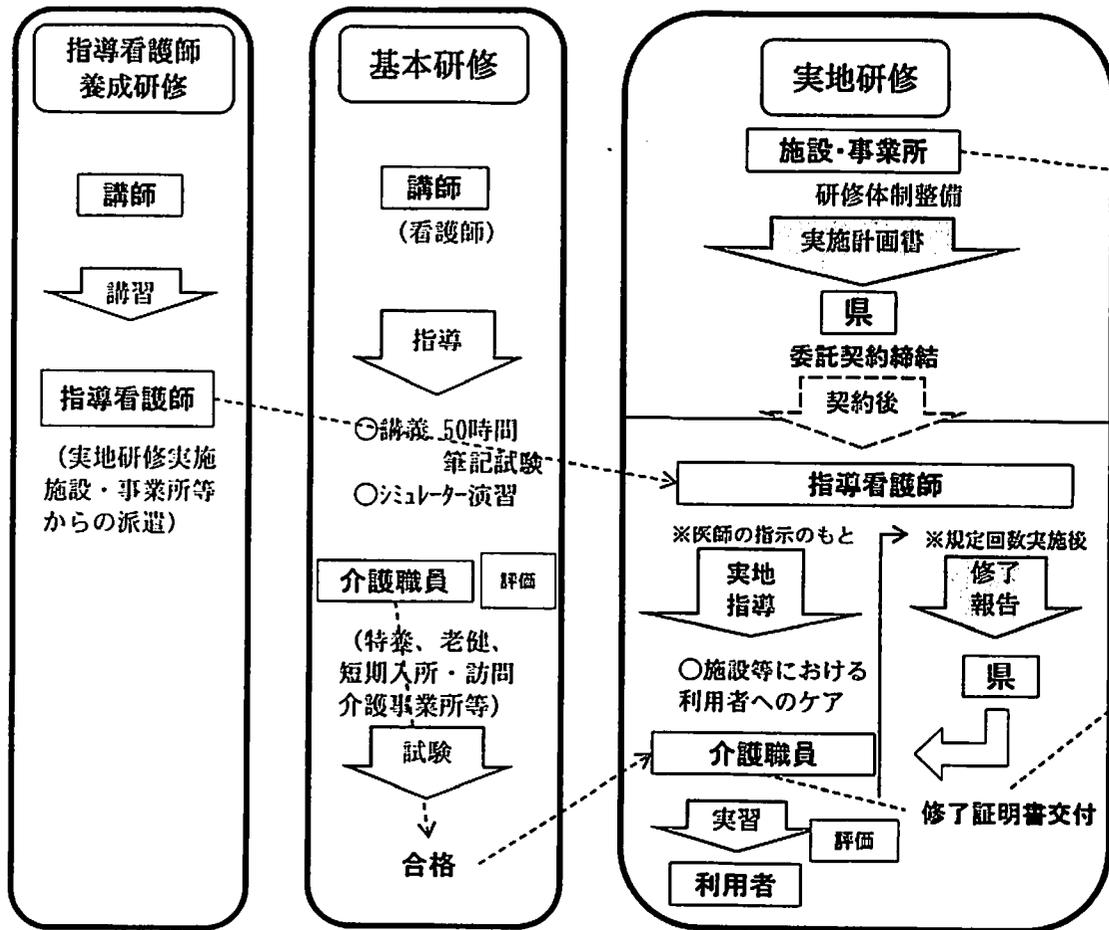
都道府県研修

H26基本研修修了者数 109名

平成26年7月～9月上旬

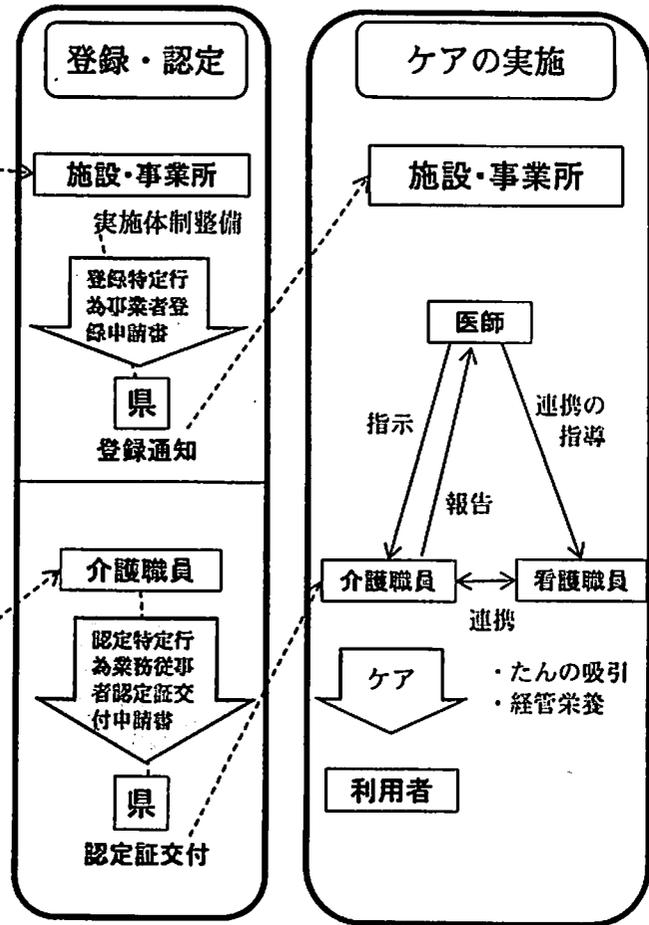
平成26年7月下旬～11月

平成26年12月～平成27年3月（予定）



栃木県が登録・認定

施設・事業所



平成27年度

登録研修機関

実施時期・受講料等は各登録研修機関によって決定、周知される。

栃木県が登録・認定

施設・事業所

介護職員等による喀痰吸引等研修事業（第三号研修）の概要

平成26年度

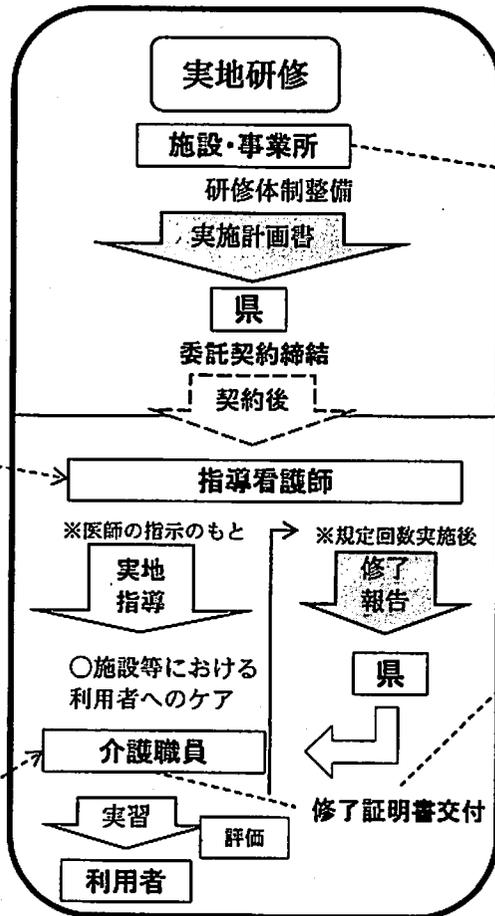
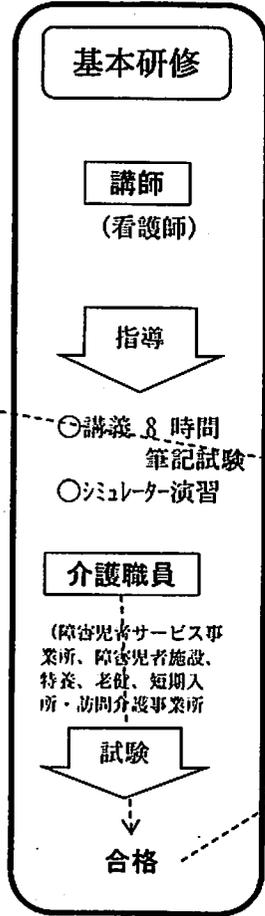
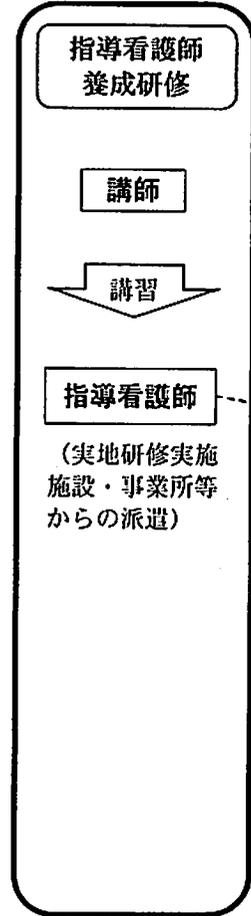
都道府県研修

H26基本研修修了者数 49名

平成26年8月

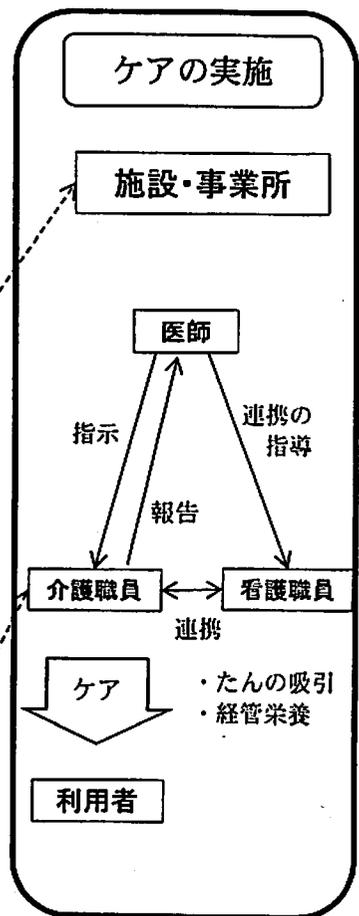
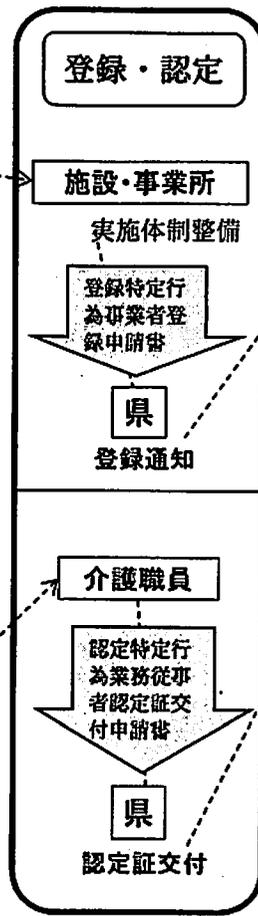
平成26年8月・10月

平成26年12月～平成27年3月（予定）



栃木県が登録・認定

施設・事業所



平成27年度

登録研修機関

栃木県が登録・認定

施設・事業所

実施時期・受講料等は各登録研修機関によって決定、周知される。



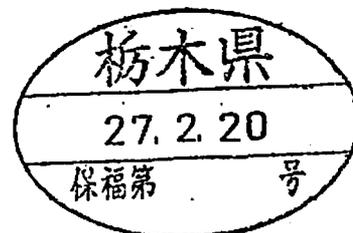
社援発0217第41号
平成27年2月17日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
各 関 係 団 体 の 長
各 地 方 厚 生 (支) 局 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
の一部改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）を別添のとおり改正したので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。



(別添)

- 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」 (平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知) (変更点は下線部)

改正後	現行
<p>各 { 都道府県知事 指定都市市長 中核市長 関係団体の長 地方厚生(支)局長 } 殿</p> <p>平成20年3月28日 社発第0328001号 [第1次改正] 平成23年10月28日 社援発第1028号第1号 [第2次改正] 平成25年6月26日 社援発0626第8号 [第3次改正] 平成26年3月31日 社援発0331第64号 <u>[第4次改正]</u> <u>平成27年2月17日</u> <u>社援発0217第41号</u></p>	<p>各 { 都道府県知事 指定都市市長 中核市長 関係団体の長 地方厚生(支)局長 } 殿</p> <p>平成20年3月28日 社発第0328001号 [第1次改正] 平成23年10月28日 社援発第1028号第1号 [第2次改正] 平成25年6月26日 社援発0626第8号 [第3次改正] 平成26年3月31日 社援発0331第64号</p>
<p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 I 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第39条第1号から第3号まで(社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。)第40条第2項第1号から第3号までを含む。以下同じ。)に規定する養成施設</p>	<p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 I 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第39条第1号から第3号まで(社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。)第40条第2項第1号から第3号までを含む。以下同じ。)に規定する養成施設</p>

1～9 (略)

9の2 医療的ケアに関すること

(1) 基本研修(新養成施設指定規則別表第4備考2又は別表第5備考2に規定する講義及び演習をいう。以下同じ。)に関する事項

ア 講義に関する事項

講義の時間数は、休憩を除いた実時間で50時間以上とすること。

イ 演習に関する事項

(略)

(ア) 喀痰吸引 (略)

1) 口腔 (略)

2) 鼻腔 (略)

3) 気管カニューレ内部 (略)

(イ) 経管栄養

1) 胃ろう又は腸ろう (略)

2) 経鼻経管栄養 (略)

ウ 基本研修修了証明書の交付に関する事項

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、国家試験の受験の義務付け及び介護福祉士としての喀痰吸引等の行為の実施が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期になり、併せて、医療的ケア(基本研修)の修了の必須化も1年間延期となった。

この結果、平成27年度以前の養成施設の卒業の要件として、「基本研修の修了」が必須とされているものではないことから、基本研修を修了していなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が基本研修を修了した上で卒業した場合には、認定特定行為業務従事者の喀痰吸引等研修(法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。)の課程の一部が免除となり得るため、各養成施設においては、基本研修を修了した生徒に対して、様式4による基本研修修了証明書を交付すること。

1～9 (略)

9の2 医療的ケアに関すること

(1) 基本研修に関する事項

基本研修の時間数は、休憩を除いた実時間で50時間以上とすること。

(2) 演習に関する事項

(略)

ア 喀痰吸引 (略)

(ア) 口腔 (略)

(イ) 鼻腔 (略)

(ウ) 気管カニューレ内部 (略)

イ 経管栄養

(ア) 胃ろう又は腸ろう (略)

(イ) 経鼻経管栄養 (略)

(2) 実地研修（新養成施設指定規則別表第4備考3に規定する実地研修をいう。以下同じ。）に関する事項

ア 実地研修を行うことができる生徒は、基本研修を修了した生徒に限られること。

イ・ウ (略)

エ 実地研修修了証明書に関する事項

医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式5による実地研修修了証明書を交付すること。

(3) 介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、基本研修を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

(略)

以下 10～12 (略)

II 新法第40条第2項第5号に規定する養成施設

1～8 (略)

9 医療的ケアに関する事項

新養成施設指定規則別表第5備考2に規定する講義の時間数及び演習並びに同表備考3に規定する実地研修の回数及び条件については、法第39条第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

(1) (略)

(2) 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても

(3) 実地研修に関する事項

ア 実地研修を行うことができる生徒は、医療的ケアの講義及び演習を修了した生徒に限られること。

イ・ウ (略)

エ 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式4による実地研修修了証明書を交付すること。

(4) 介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

(略)

以下 10～12 (略)

II 新法第40条第2項第5号に規定する養成施設

1～8 (略)

9 医療的ケアに関する事項

基本研修の時間数及び演習並びに実地研修の回数及び条件については、法第39条第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

(1) (略)

(2) 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても

養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式5による実地研修修了証明書を交付すること。

- (3) 各養成施設においては、基本研修を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

以下 10～(様式3) (略)

(様式4) 基本研修修了証明書

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
講義	実時間：50時間以上
演習	ア 喀痰吸引 (ア) 口腔 5回以上 (イ) 鼻腔 5回以上 (ウ) 気管カニューレ内部 5回以上 イ 経管栄養 (ア) 胃ろう又は腸ろう 5回以上 (イ) 経鼻経管栄養 5回以上 ウ 救急蘇生法 1回以上

上記の者は、当養成施設において基本研修（新養成施設指定規則に規定する別表第4備考2に規定する講義及び演習）を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式4による実地研修修了証明書を交付すること。

- (3) 各養成施設においては、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

以下 10～(様式3) (略)

養成施設・代表者氏名

印

(様式5) 実地研修修了証明書

(略)

上記の者は、当養成施設において医療的ケアに関する実地研修（新養成施設指定規則に規定する別表第4備考3及び別表第5備考3に規定する実地研修）を修了したことを証明します。

(略)

(様式6) 介護福祉士実務者養成施設設置計画書 (略)

(様式7) 介護福祉士実務者養成施設指定申請書 (略)

(様式4) 実地研修修了証明書

(略)

上記の者は、当養成施設において基本研修を修了したことを証明します。

(略)

(様式5) 介護福祉士実務者養成施設設置計画書 (略)

(様式6) 介護福祉士実務者養成施設指定申請書 (略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に関する
御意見の募集について

平成27年2月24日
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

今般、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

平成27年2月24日（火）から平成27年3月25日（水）まで（必着）

2. 御意見募集対象

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課指導係あて

- FAXの場合

FAX番号：03-3591-9898
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課指導係あて

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、件名に「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください。提出頂いた御意見については、氏名及び住所その他

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案
(概要)

1. 趣旨

- 介護の業務に従事する者のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、診療の補助として、医師の指示の下に、喀痰吸引等の特定行為を行うことを業とすることができる（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第3条第1項及び第4条第1項）。
- 認定特定行為業務従事者が実施できる特定行為の範囲は、当該認定特定行為業務従事者の修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて規定されている（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。）附則第4条）。このうち、第2号研修（規則別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修をいう。以下同じ。）を修了した認定特定行為業務従事者は、口腔内の喀痰吸引（規則第1条第1号）、鼻腔内の喀痰吸引（同条第2号）及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（同条第4号）の行為を行うことができる。
- しかし、これらの3つの行為のうち一部の行為を必要とする利用者が存在しないために、实地研修の環境が整わず、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられない事例が多く発生している。
- また、第2号研修に含まれていない気管カニューレ内部の喀痰吸引（規則第1条第3号）及び経鼻経管栄養（同条第5号）の行為についても、利用者の必要に応じて、介護の業務に従事する者が実施できるようにする必要がある。

2. 改正内容

- 第2号研修の対象である口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為について、实地研修を修了した場合は、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられるようにする。
- 第2号研修の対象に気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を加え、これらに係る实地研修の回数をそれぞれ20回以上と規定する。

3. 根拠法令

法附則第3条第1項

4. 施行期日

平成27年4月1日